

1 業務名

長崎市DX推進計画の改訂に係る調査・支援業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和7年3月26日（水）まで

3 履行場所

指定場所

4 業務の概要

長崎市においては、令和4年度から令和12年度までを計画期間とする「長崎市DX推進計画（以下「本計画」という。）」を策定し、『人』が主役のまちづくりを、デジタル技術で加速させる。」をコンセプトに掲げ、地域経済の発展と地域課題の解決を実現する「都市のデジタル化」と、先端技術を活用し業務等を効率化することで持続可能な形で行政サービスを提供していく「行政のデジタル化」を戦略的かつ計画的に推進している。

本計画の基本施策については、一定期間で成果を出すとともに、社会変化や進展するデジタル化へ適切に対応できるよう、3年間の3期に分けて実施することとしており、令和6年度は、令和7年度から3年間の基本施策等を検討・策定する年であることから、これまでの取組状況やデジタル技術の動向、市民・事業者のニーズ等を踏まえ適宜見直すとともに、個別施策、その他の内容も見直し、併せて現在未設定の成果指標（定量的な数値目標）を新たに設定し、より効果的で実行性の高い内容にするため、本計画の改訂に係る調査及び業務支援を行うもの。

5 本計画の構成等

内容	改訂作業の要領
【本編】 第1章 計画の概要 第2章 国・長崎県の動向 第3章 本市を取り巻く情報化の動向とこれまでの取組状況 第4章 デジタル化の進展による社会変容 第5章 コンセプト 第6章 2030年の目指す姿 第7章 基本方針 第8章 基本施策	策定時（令和3年度）からの状況の変化等を踏まえた適切な見直しを行うとともに、本業務において調査する「市民生活・事業活動への実態調査」の結果を掲載する章を追加する。
	内容を見直すとともに、新たに成果指標を設定する。

内容	改訂作業の要領
【別冊（個別施策）】 1 施策体系 2 重点的取組み（令和4～6年度） 3 個別施策	内容を見直すとともに、個別施策については、新たに成果指標を設定する。

※現行の長崎市DX推進計画には以下のリンクのホームページ上に掲載

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/syokai/730000/731000/p038364.html>

6 業務内容

(1) 基礎調査

以下の項目について調査を実施した上で、調査結果及び示唆をとりまとめた報告書を提出すること。

なお、以下の項目の調査の手法等については、「4 業務の概要」を踏まえつつ、独自の工夫も取り入れながら効果的な実施内容を提案し、発注者の承認を得てから実施すること。

ア 市民生活・事業活動の実態調査

現時点の市民や事業者のニーズ等を反映した計画に改訂するため、デジタル化による市民生活や事業活動への影響及び課題・ニーズについて、アンケート調査等により情報を収集・分析し、実態を把握すること。

なお、当該調査結果を本計画の成果指標として活用することを意識しながら調査項目等の設計を行うこと。

(ア) 市民生活に関する実態調査

以下によりアンケート調査を実施すること。

また、アンケート調査以外にデジタル化による市民生活の実態等を効果的に把握する手法（ヒアリングや各種文献・統計資料による調査等）がある場合は提案し、発注者の承認を得てから実施すること。

<調査対象者> 長崎市在住の18歳以上の長崎市民 3,000人

※調査対象者の抽出、対象者名簿の作成は発注者が行い、受注者へ提供する。

<調査方法> 郵送・Web併用方式

※調査の案内を封筒又はハガキで郵送し、回答は紙又はWebを選択できるようにするなど、身体的・社会的・その他様々な理由に関係なく誰もが回答しやすい配慮をすること。

※回収件数は1,000件以上を見込むこと。

<調査項目> 受注者において設計

※行政サービスはもとより、市内の様々なサービスのデジタル化に関

する満足度やニーズを把握するなど、本計画の成果指標として活用することを意識した調査項目を提案し、発注者の承諾を得ること。

(イ) 事業活動に関する実態調査

以下によりアンケート調査を実施すること。

また、アンケート調査以外にデジタル化による事業活動の実態等を効果的に把握する手法（ヒアリングや各種文献・統計資料による調査等）がある場合は提案すること。

<調査対象者> 市内事業者 1,500 者

※調査対象者は受注者において提案・抽出すること。

<調査方法> 郵送・Web 等の調査手法について提案し、実施すること。

※回収件数は 500 件以上を見込むこと。

<調査項目> 受注者において設計

※本計画に関係する様々な業種の事業者のデジタル化の状況やニーズを把握するなど、本計画の成果指標として活用することを意識した調査項目を提案し、発注者の承諾を得ること。

イ 国・県・先進自治体等の動向の把握

国を初めとした関係機関との効果的な連携や各種支援制度を活用した施策の推進等につなげていくことを意識し、各種文献や統計資料等により情報を収集・分析し、デジタル化に関する各省庁や長崎県、先進自治体等の動向の把握を行うこと。

ウ デジタル化の進展による社会変容の状況把握と未来予測

市民等が求めるサービスの変化や有用な新技術等に対応した施策の立案につなげていくことを意識し、各種文献や統計資料等により情報を収集・分析し、デジタル化の進展による社会変容の状況把握と未来予測を行い、特に長崎市に影響を及ぼす可能性が高い部分をまとめること。

(2) 本計画の改訂に係る業務支援

本業務における基礎調査の調査結果や発注者が実施するこれまでの取組みの検証結果等を踏まえ、以下の項目に関する支援や長崎市DX推進計画の修正作業を行うこと。

なお、以下の項目の支援内容については、「4 業務の概要」を踏まえつつ、独自の工夫も取り入れながら効果的な実施内容を提案すること。

ア 本計画の記載内容の見直しに関する支援

本計画【本編】の第1章～第7章について、策定時（令和3年度）からの状況の変化等を踏まえた適切な見直し（案）を提案するなど、本計画の記載内容の見直しに関する支援や修正作業を行うこと。

また、本業務において調査する「市民生活・事業活動への実態調査」の結果を掲載する章を

追加することとし、その掲載内容（案）を提案するなどの支援や修正作業を行うこと。

イ 基本施策・個別施策等の見直しに関する支援

本計画の本編の第8章及び別冊について、既存の基本施策等の内容の見直しや新たな基本施策等の設定、今後3年間で重点的に取り組むべき施策の設定に関する提案を行うなど、基本施策・個別施策等の見直しに関する支援や修正作業を行うこと。

なお、基本施策及び個別施策の記載項目については、現行の内容に成果指標（定量的な数値目標）を追加する想定であるが、施策の推進に当たりこれ以外の項目を追加することが有効な場合は提案を行うこと。

【現行の記載内容】

基本施策	個別施策
<ul style="list-style-type: none">・ 施策名・ 現状（課題）・ 取組内容・ 3年後の目指す状態 (成果指標（定量的な数値目標）) ※今回追加	<ul style="list-style-type: none">・ 施策名・ 施策概要・ スケジュール・ 対象となる人・ 主体 (成果指標（定量的な数値目標）) ※今回追加

ウ 成果指標（定量的な数値目標）の設定に関する支援

基本施策及び個別施策の進捗管理等に資する成果指標（案）を提案するなど、成果指標の設定について支援すること。

成果指標については、本市において調査・計測する必要があるものに限らず、基幹統計などのオープンデータや本業務の市民生活・事業活動への実態調査の結果等の活用を提案すること。

なお、今回設定する成果指標については、基本施策の計画期間である令和9年度（2027年度）末まで使用することとし、その時点までの目標値を設定することを想定する。

7 業務計画

受注者は、業務着手前にスケジュール及び業務計画書を発注者へ提出しなければならない。なお、スケジュール及び業務計画書に基づいた適正な進捗管理を行い、作業の進捗状況を発注者へ随時報告するものとする。

8 打合せ協議

受注者は、発注者と綿密な協議を行い、業務実施の方針及びスケジュールを明らかにするとと

もに、業務実施中においても、必要に応じて打合せを行うものとする。なお、打合せ内容については、受注者が記録簿を作成し、発注者へ提出するものとする。

9 成果物等の提出

本業務の成果物は、次のとおりとし、電子データにより納品すること。

なお、成果物のファイル形式については、(1)・(2)は現在「ai (アドビ イラストレーター)」形式のデータであり、その形式のまま作成・提出してもよいが、マイクロソフトアプリケーション (Word、Excel、Power Point 等) に変換して作成・提出することが望ましい。

(3)は現在 Word で作成されており、原則その形式のままで作成・提出すること。

(4)・(5)については、マイクロソフトアプリケーション (Word、Excel、Power Point 等) とする。

ファイル形式については、前述の前提の中で発注者・受注者において協議を行い、決定するものとする。

番号	成果物名 (データ送付)	提出期限
1	長崎市DX推進計画【本編】(素案) ※長崎市議会 11 月定例会や附属機関等における中間報告に使用するもの	令和 6 年 10 月 15 日 (火)
2	長崎市DX推進計画【本編】(改定案)	令和 7 年 3 月 26 日 (水)
3	長崎市DX推進計画【本編】 概要版 (A 3 見開きサイズ) (改定案)	令和 7 年 3 月 26 日 (水)
4	長崎市DX推進計画【別冊】(改定案)	令和 7 年 3 月 26 日 (水)
5	基礎調査報告書	令和 6 年 9 月 30 日 (月)
6	その他関係資料 (基礎調査業務で収集したデータや個々の調査結果、その他本業務において作成した資料)	長崎市が指定する日

10 再委託

受注者は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。また、業務の一部を第三者に委託する場合には、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

11 著作権の帰属

本業務により作成された成果物等の著作権は、発注者に帰属するものとする。

12 その他

本仕様書に定めのない事項及び解釈疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議によって決定

することとする。